第二号ロの表に次のように加える。

株式会社亀益建設	大阪府東大阪市七軒家三番十七号	建築大工
協立土建株式会社	岡山県岡山市北区幸町六番九号	建築大工
株式会社イスト	香川県高松市鶴市町二千三十五番地十八	建築大工

○法務省告示第二百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表中嶋産業株式会社の項を削る。

第二号ハの表に次のように加える。

中嶋産業株式会社	大阪府大阪市西区境川二丁目二番五十三号	溶断

○法務省告示第二百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

タマホーム株式会社	東京都港区高輪三丁目二十二番九号	建築大工

○法務省告示第二百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

ダイニック株式会社	京都府京都市右京区西京極大門町二十六番地	不織布製造

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字細久保六八八一・六八八二合併（次の図に示す部分に限る。）、六八八四のイ・六八八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六八七九、六八八〇、六八八三、六八九四の一、六八九五、六八九六、字藤木之久保六八八八（次の図に示す部分に限る。）、六八八九の一、字藤木久保六八九一・六八九二のロ・六八九三の一・六九〇〇・六九〇一の一・六九〇五・六九〇六のイ・六八八九の八、六八九〇のイ、六八九二の一、六八九三のロ、六八九四のロ、六八九七の一、六八九七のロ、六八九八、六八九九、六九〇一の二、六九〇二、六九〇三、六九〇四のイ、六九〇四のロ、六九〇四の八、六九〇四の二、六九〇四のホ、六九〇四のヘ、六九〇四のトの一、六九〇四のトの二、六九〇六のロ、六九〇六の八、六九〇九、六九一〇の一、字桑木畑入七一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、字桑木畑七一〇三、字廣平峯沢平石水小丸山八二五四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字切畑久保切畑咲大日影乗越九〇一三の七、九〇一三の一一、九〇一三の一二、字切畑段九〇一四、九〇一五、字越度九〇一六、字大屋日影九〇一七から九〇二二まで、字堂久保九〇二三、九〇二四、九〇二五のイ、九〇二五のロ、九〇二六、九〇二七、九〇三一、字大堂久保九〇三六の一、九〇三六の二、字大日向九〇四七、字越度日向九〇五五の一、九〇五五の二、九〇五八の一、字入越度九〇五七の一、字大屋日向九〇六一の一、九〇六二の一、九〇六三の一、字大屋九〇六四の一、字棚口九〇六八の一、九〇六九から九〇七一まで、九〇九四、九〇九六、九一〇〇の一、九一〇四の二、字女夫石九〇七三の一、九〇七三の六、九〇七三の七、字棚口源吾久保九〇九三の一、字越度日影九一〇七、字大根穴九一一〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字切畑久保切畑咲大日影乗越九〇一三の一一・九〇一三の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字越度日向九〇五五の一（次の図に示す部分に限る。）、九〇五五の二、九〇五八の一、字大屋日向九〇六一の一、九〇六三の一（次の図に示す部分に限る。）、字越度日向九〇六四の一、字棚口九〇六九・九一〇四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字女夫石九〇七三の一・九〇七三の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字棚口源吾久保九〇九三の一（次の図に示す部分に限る。）、字越度日影九一〇七、字大根穴九一一〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市日羽字川平五〇九の一〇（国有林）、五〇九の七、五〇九の一一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市日羽字川平五一〇の三、五一〇の四

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅